

令和4年度 第1回広島県教科用図書選定審議会 議事録

- 1 開催日時 令和4年4月21日（木）午後3時～午後4時30分
- 2 開催場所 広島県自治会館 101会議室
- 3 出席者 19名
- 4 欠席者 1名
- 5 内 容

事務局	<p>(本会議の選定審議会の職務について説明)</p> <p>(会長及び副会長選出)</p>
会長	<p>本会議の傍聴及び議事録の公開について事務局から説明を求める。</p>
事務局	<p>昨年度は、第1回、第3回は対面による審議、第2回は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、web会議による審議となった。第1、2回は公開、第3回は非公開とした。</p> <p>第3回については、審議の内容が、県立中学校及び特別支援学校中学部で使用する教科用図書〔社会（歴史的分野）〕、小学部・中学部で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の選定についての意見を伺うというものであり、採択権者である県教育委員会が意思形成を行っていく途中のものであるため、非公開とした。</p> <p>議事録については、第1回から第3回までのすべてを公開した。今年度も昨年度と同様の公開が適当であると考えます。</p>
会長	<p>事務局の説明について、質問や意見はないか。</p>
委員	<p>なし（全委員）。</p>
会長	<p>今年度も、第3回を除いて会議は傍聴可とするとともに、議事録は公開することとし、ホームページに掲載することを確認する。</p> <p>義務教育諸学校における教科書採択について、事務局から説明を求める。</p>
事務局 (義務教育 指導課担 当者)	<p>(教科書の種類)</p> <p>資料「教科書制度の概要」を基に教科書の種類について説明する。</p> <p>教科書には、大きく分けて三つの種類がある。</p> <p>文部科学大臣の検定を受けた文部科学省検定済教科書、文部科学大臣が著作の名義を有する文部科学省著作教科用図書、特別支援学校及び特別支援学級において、適切な教科書がない場合に使用される一般図書である。</p>

<p>事務局 (特別支援 教育課担 当者)</p>	<p>(教科書が使用されるまでの流れ) 教科書が使用されるまで、「著作・編集」「検定」「採択」「発行及び使用」という手続きを経て、児童生徒の手元に無償で届けられている。</p> <p>発行者が作成した教科書を、文部科学省が規準に基づいて検定する。検定されたものの中から最もふさわしいと思われるものを、採択権者が採択する。発行者が必要部数を製造・供給し、各学校から児童生徒の手元に届くという流れになっている。</p> <p>教科書の検定、採択については、資料「小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期」に示される周期で行われている。今年度は小学校、中学校の検定済教科書の採択替えはなく、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について採択を行う。</p> <p>(採択の権限) 教科書の採択の権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村の教育委員会や都道府県の教育委員会にある。国立・私立学校で使用される教科書採択の権限は校長にある。</p> <p>(教科書採択の仕組み) 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組みについて説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発行者が検定を経た教科書で、次年度発行しようとするものを文部科学大臣に届け出る。 ② 文部科学大臣は、届け出のあった教科書を一覽にまとめて教科書目録を作成してホームページに掲載し、県教育委員会を通じて市町教育委員会や国立・私立学校へ周知する。 ③ 発行者は、教科書見本を送付する。ただし、一般図書の見本の送付はない。 ④ 県教育委員会は、採択基本方針等をこの教科用図書選定審議会に諮問し、答申を受ける。本会議は、ここに位置付けられる。 ⑤ 選定審議会の答申に基づいて決定された採択基本方針を、市町教育委員会や国立・私立学校へ通知する。 ⑥ 学校や採択関係者の調査研究のため、6月から7月にかけて一定期間、教科書展示会を行う。今年度は6月1日から7月18日までのいずれかの14日間となっている。 ⑦ 8月31日までに、各採択地区や国立・私立学校で採択を行う。 <p>(小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科用図書採択について) 小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校小・中学部において使用する教科書には3種類ある。文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書である。</p> <p>特別支援学校の著作教科書には、視覚障害者用、聴覚障害者用、知的障害者用がある。特別支援学校用の教科書は、需要数が少ないことから教科書発行者による発行がされないため、文部科学省が著作・編集を行い、教科書発行者にその製造・供給を委ねている。</p> <p>視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科書としては、点字版が発行されている。</p> <p>聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科書としては、小学部では言語指導、中学部では言語が発行されている。</p>
---------------------------------------	--

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科書としては、小学部では国語、算数、音楽が、中学部では国語、数学、音楽が発行されている。

知的障害者用の著作教科書は、星のマークの数で学習指導要領の段階を示している。

肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校については、著作教科書は発行されていない。

(一般図書について)

一般図書について説明する。学校教育法附則第9条第1項により、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級において、検定済教科書又は著作教科書以外の教科用図書を使用することができると定められている。この学校教育法附則第9条第1項の規定に基づいて使用する教科用図書を、一般図書と呼んでいる。

この一般図書を使用する主な場合としては、特別支援学校の小・中学部において、知的障害者用の著作教科用図書がない教科の場合、又は障害の状態が重く、著作教科用図書を使用することが適当でない場合に使用することができる。一般図書の主なものとしては、絵本などがある。

小・中学校等の知的障害特別支援学級においても、検定済教科書及び著作教科書を使用することが適当でない場合に一般図書を使用することができる。

(採択の手続きについて)

県立の特別支援学校の小・中学部において、各学校が選定し県教育委員会に申請したものにに基づき、県教育委員会が採択している。また、市町立の小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校においては、各学校が選定したものを市町教育委員会が採択している。

(令和4年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部において使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書及び一般図書の採択結果について)

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を編成する場合は、小学部では国語、算数、音楽、中学部では国語、数学、音楽については著作教科書があるのでこれを使用することとなる。著作教科書のない教科、又は著作教科書を使用することが適当でない場合は、一般図書を使用することとなる。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、知的障害を併せ有する児童生徒に対して知的障害特別支援学校の各教科に替えた教育課程を編成することができるため、知的障害者用の著作教科書及び一般図書を採択している。

全ての特別支援学校が教育課程にしたがって著作教科書を選定し、県教育委員会が採択している。

会 長

事務局からの説明について、質問及び意見等はないか。

委 員

なし（全委員）。

会 長

この審議会に対して教育委員会事務局から諮問される事項について提案してもらいたい。

<p>総括官 (兼) 参与</p>	<p>本審議会に対して、令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択に関する事務に対して広島県教育委員会が行う指導、助言又は援助に関する事項について諮問する。 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項の規定により、次の事項について、本審議会の意見を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採択の基本方針について 2 「選定資料」の作成について
<p>会 長</p>	<p>これより諮問事項の審議に入る。</p>
<p>事務局</p>	<p>(諮問事項1「採択の基本方針について」) 令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針に基づいて説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採択基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 採択の基本 (2) 適正かつ公正な採択の確保 (3) 開かれた採択の推進 2 方法、組織及び手続き について説明する。
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明について、質問及び意見はないか。</p>
<p>委 員</p>	<p>昨年度の基本方針と比較し、どのような変更があるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>昨年度は、今年度も記載している学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書に加え、中学校の社会(歴史的分野)において、新たに発行されることになった教科書があったことから、それに関わる内容が採択の基本方針に記載されていた。 今年度は、小学校、中学校の検定済教科書の採択替えがないので、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書についてのみの採択の基本方針となっている。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他、質問及び意見はないか。</p>
<p>委 員</p>	<p>デジタル化された一般図書を、無償給与することはできるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>無償給与の対象となる一般図書は紙の図書である。指導の工夫として、紙の図書とデジタル機器を併せて活用することは考えられる。例えば、小さい絵や文字が見えにくい児童生徒が、デジタル機器であるiPad等を活用して、絵や文字を拡大して見るなどの支援が考えられる。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他、質問及び意見はないか。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし。(全委員)</p>
<p>会 長</p>	<p>その他意見がないようであれば、採択基本方針については、事務局案で承認ということによいか。</p>

委員	よい（全委員）。
事務局	（諮問事項「2『選定資料』の作成について」） 資料に基づいて説明する。 1 作成の趣旨 2 作成の方法 について説明する。
会長	事務局の説明について、質問及び意見はないか。
委員	なし（全委員）。
会長	意見がないようであれば、「『選定資料』の作成について」は事務局の原案どおりでよいか。
委員	よい（全委員）。
会長	この後、私から諮問事項について、教育長に答申するので了承いただきたい。 以上で議事を終了する。これより、進行を事務局にお返しする。
事務局	今後の審議会の予定等について述べる。第2回選定審議会は6月8日に開催する予定である。